ハ　継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　［略］

21　第一項第三号への期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から第一種中間財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二　期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われたこと。

［三・四　略］

22　公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は期中レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ⑵の意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号イ⑵の意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号イ⑵の結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ⑵若しくは第二号イ⑵の意見又は同項第三号イ⑵の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は期中レビュー報告書に記載しなければならない。

23　監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合　国際会計基準

二　［略］

24　前項の規定は、中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第二号イ⑵並びに第十二項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

25　第二十三項の規定は、期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第三号イ⑵、第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。

26　［略］

27　前項の規定は、中間監査の対象となつた第二種中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第二号イ⑵並びに第十二項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

ハ　継続企業の前提（四半期財務諸表等規則第二十一条（連結四半期財務諸表規則第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第三号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　［同上］

21　第一項第三号ハに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二　四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われたこと。

［三・四　同上］

22　公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ⑵に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号イ⑵に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号イ⑵に定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ⑵若しくは第二号イ⑵の意見又は同項第三号イ⑵の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

23　［同上］

一　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合　国際会計基準

二　［同上］

24　前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ⑵並びに第十二項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と読み替えるものとする。

25　第二十三項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ⑵、第十七項各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

26　［同上］

27　前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ⑵並びに第十二項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。